

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○個人情報保護の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（総務局総務部情報公開課）……………一

○東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………一

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）……………三

○保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）……………三

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………三

告示

○指定納付受託者の指定…………………………五

告示

○技能検定員審査の実施…………………………五

○教習指導員審査の実施…………………………六

規程

○東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程…………………………八

告示

○昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正…………………………二

公告

○市街地再開発組合の理事長の就任……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………二

雑報

○東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………（東京都職員共済組合）……………三

規則

個人情報保護の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十七号

個人情報保護の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報保護の保護に関する法律施行細則（令和四年東京都規則第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第十三号様式及び第二十号様式中「個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の個人情報保護の保護に関する法律施行細則別記第一号様式、第十三号様式及び第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十八号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

東京消防庁消防吏員服制（平成三年東京都規則第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六冬救急帽の部を削り、同表冬救急服の部ズボンの款地質の項中「冬救急帽と同様」を「濃い灰色で、ポリエステルと毛との混紡糸を使用した織物」に改め、同表夏

救急帽の部を削り、同表夏救急服の部ズボンの款中

地質	地質
夏救急帽と同様とする。	冬救急服ズボンと同様とする。

を

地質	地質
冬救急服ズボンと同様とする。	

に

改める。

別図中(27)を次のように改める。

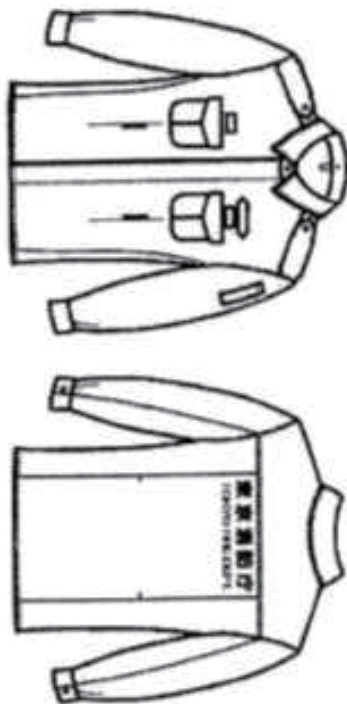
(27)

救急服(夏・冬)

上衣

前面

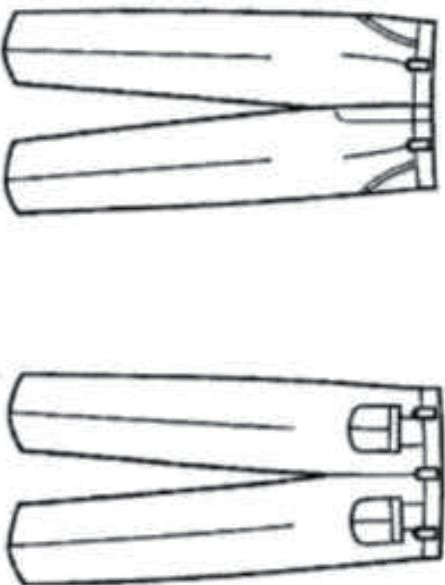
後面



ズボン

前面

後面



附 則

- この規則は、令和七年一月一日から施行する。
- この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による消防吏員救急服制中の冬救急帽及び夏救急帽については、当分の間、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千二百四十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和六年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 株式会社アシストホーム

二 代表者氏名 代表取締役 清水 裕

三 主たる事務所の所在地 杉並区荻窪五丁目十六番二十二号

四 免許証番号 東京都知事(7)第七三六四三号

五 免許年月日 令和六年一月二十六日

●東京都告示第千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規

定により告示する。

令和六年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市高尾字俣上三五一番一（次の図に示す部分に限る。）、三五一番六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 杉並あきる野

二 変更の区間 福生市北田園一丁目三十三番二地内

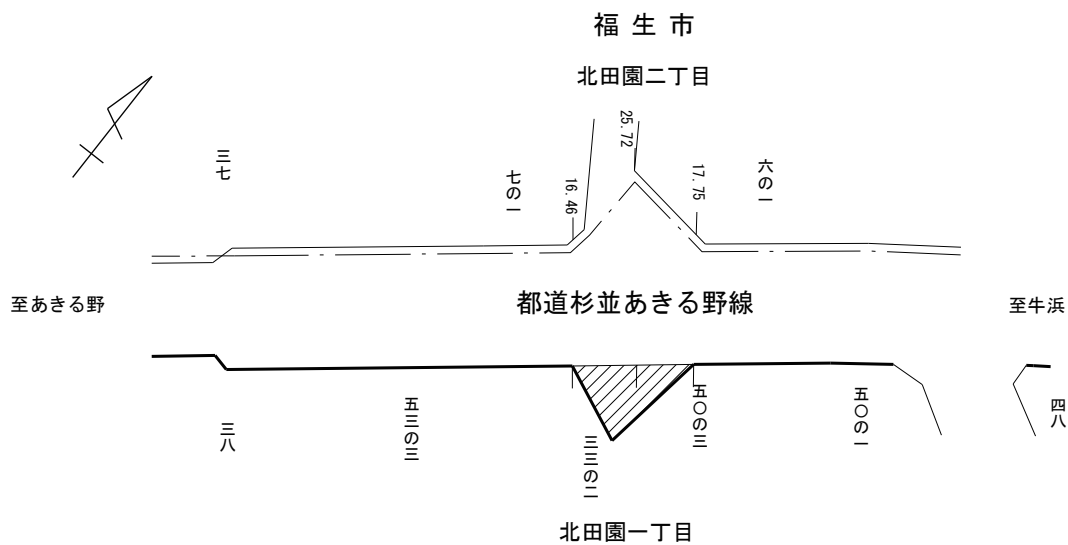
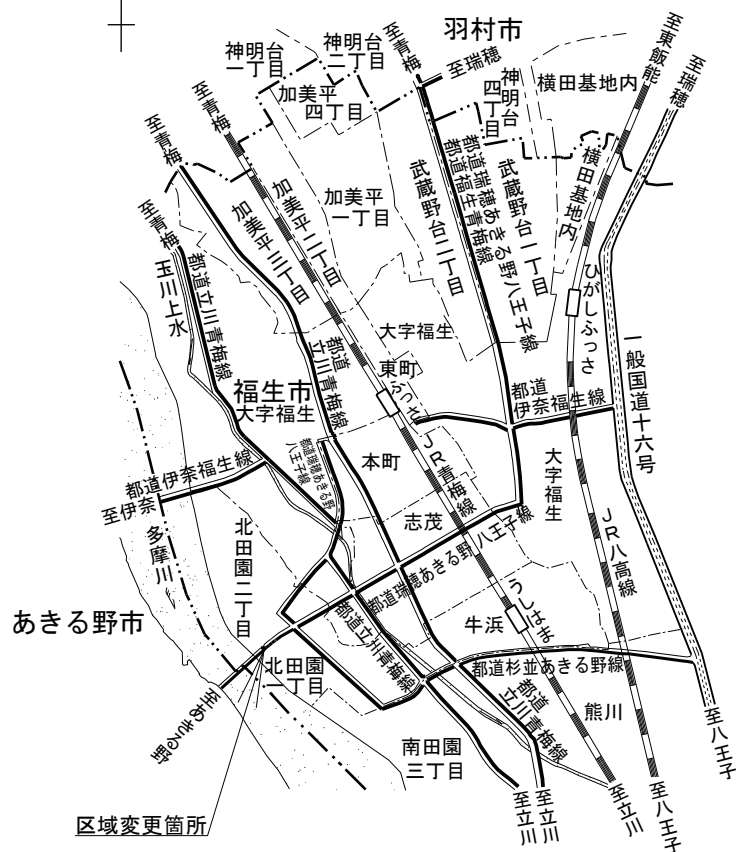
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道杉並あきる野線区域変更略図
福生市北田園一丁目地内



延長 一六・〇メートル
面積 七九・五九平方メートル



告 示（教）

●東京都教育委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和六年十二月二十日

東 京 都 教 育 委 員 会

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地
三菱総研DCS株式会社
品川区東品川四丁目十二番二号
- 二 指定納付受託者に納付させる蔵入の内容
東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）第二条第一項第三号ハに規定する入学者査料のうち、インターネット上の出願サイトを利用して納付されるもの
- 三 指定日
令和六年十二月二十日

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第435号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月20日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明
記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号又は第3項各号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年1月22日（水曜日）
時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

6 申請手続

- (1) 申請書類
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）
ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
(2) 受付日時
令和7年1月6日（月曜日）及び同月7日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年12月23日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日並びに令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。	定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年12月20日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記	3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。	1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型） (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）	4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号又は第5項各号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和7年1月22日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）
8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276		6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）
●東京都公安委員会告示第425号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規		

規 程（交）	
ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和7年1月6日（月曜日）及び同月7日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年12月23日（月曜日）から配布する。 ただし、日曜日及び土曜日並びに令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。 7 審査手数料 12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記録式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276	

●交通局規程第五十八号

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程を次のように定める。

令和六年十二月二十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程

第一編 総則

(目的)

第一条 この規程は、東京都交通局（以下「当局」という。）の東京都地下高速電車（以下「地下高速電車」という。）における、識別番号が記録されたクレジットカード、デビットカード又はプリペイドカード（以下これらを「カード」という。）及び携帯情報端末等に搭載しているカード機能（以下これらを「決済媒体」という。）のタッチ決済を使用した乗車（以下「タッチ決済乗車」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行とを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 タッチ決済乗車による旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、法令、東京都地下高速電車旅客営業規程（昭和三十五年交通局規程第一号。以下「旅客営業規程」という。）並びに次条で定める発行事業者及び提携事業者が定める規定等の定めるところによる。

3 この規程及びこれに基づいて定められた事項は、旅客に予告なく変更できるものとする。

4 この規程が改定された場合、以後のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第三条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済のことをいう。

二 「都度利用」とは、決済媒体を利用したタッチ決済乗車のうち、旅客営業規程第十五条に定める大人片道普通旅客運賃を適用するものをいう。

三 「タッチ決済乗車システム」とは、提携事業者が管理するサーバ上にて、決済媒体の識別番号及び乗車時の入出場情報等を管理するクラウド型交通乗車システムの機能を利用した、電子式証票による乗車方式のことをいう。

四 「発行事業者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する事業者及びタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している事業者のことをいう。

五 「提携事業者」とは、タッチ決済乗車システムのウェブサイトを管理する事業者であるQUADRAC株式会社のことをいう。

六 「対応改札機」とは、決済媒体を用いて改札を行う機器のことをいう。

七 「他社線」とは、当局以外の鉄道事業者の路線のことをいう。

(制限又は停止)

第四条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため等、当局が必要であると認めたときは、タッチ決済乗車の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限又は停止をすることができる。

2 前項に規定する制限又は停止に対し、当局はその責めを負わない。

(利用履歴の確認)

第五条 旅客は、提携事業者が管理するウェブサイト「Qimoveポータルサイト」に会員登録することで、乗車日、利用区間、乗車運賃等の利用履歴を確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、利用した日から起算して三百六十五日を経過した利用履歴及び提携事業者に起因する特別な事情がある場合の利用履歴を確認することはできない。

(都度利用による旅客運賃の決済方法)

第六条 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行事業者

の定めるところによる。

2 都度利用に使用できる決済媒体のブランドは、VISA、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、DISCOVER及び中国銀聯とする。

3 都度利用により発生した運賃は、一日単位で集計する。

4 都度利用により発生した運賃は、旅客が利用した決済媒体の発行事業者が当局に立替払をするものとし、当該発行事業者は都度利用した旅客に対して、運賃相当額の債権を取得するものとする。

5 発行事業者から旅客に対する請求方法については、当該発行事業者が定めるところによる。

（免責事項）

第七条 決済媒体において、発行事業者に起因する旅客の損害、発行事業者のサービス機能に係る旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

2 この規程に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当局が提供するものを除く。）に関して生じた利用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

3 旅客が決済媒体のうち携帯情報端末等を使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害、回線障害等に起因した損害等については、当局はその責めを負わない。

4 決済媒体の利用時における情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

第二編 旅客営業

第一章 通則

（契約の成立時期及び適用規定）

第八条 都度利用に関する旅客運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機による改札を受けたときに旅客と当局との間に成り立つ。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱い、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法）

第九条 旅客がタッチ決済乗車により駅相互間を乗車するときの決済媒体の使用方法是、次の各号に定めるところとする。

一 決済媒体を使用して乗車するときは、対応改札機による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機による改札を受けて、出場しなければならない。

二 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することはできない。

三 携帯情報端末等の故障、電池切れ、通信障害等の旅客の都合により、第一号に規定する改札を受けることができない場合、タッチ決済乗車は無効として取り扱い、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払うものとする。

四 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取り扱う。

（制限事項）

第十条 旅客は、次の各号のいずれかに該当するときは、都度利用により乗車することができない。

一 入場時と出場時とで、複数の決済媒体を同時に使用すること。

二 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。

三 入場時と出場時とで、決済媒体と他の乗車券とを併用すること。

四 対応改札機の故障、停電又はシステム障害等により取扱いができないとき。

五 決済媒体が有効期限終了、利用可能額超過等により発行事業者の使用制限又は停止の措置を受け、使用できない状態になったとき。

六 旅客が出場時に対応改札機で運賃の支払ができない乗車経路を乗車したとき。

七 決済媒体に登録された名義人本人以外が使用したとき。

八 地下高速電車から他社線へ改札を受けることなく連続して乗車したとき。ただし、

第二十二条に定める区間についてはこの限りではない。

（取扱区間）

第十一条 地下高速電車において都度利用で乗車できる区間は、各駅相互間とする。

（旅客の同意）

第十二条 旅客は、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

第二章 運賃

（旅客運賃の計算）

第十三条 都度利用で乗車した場合の運賃は、旅客営業規程第十五条に定める大人片道普通旅客運賃とする。ただし、当該運賃計算経路が環状線一周となるとき又は一部若しくは全部を重ねて乗車するときは、旅客営業規程第十四条の三の定めによる運賃とする（以下これらを「普通旅客運賃」という。）。

第三章 効力

（効力）

第十四条 第九条の規定により都度利用する際の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 片道一回の乗車に限り有効とする。
- 二 一つの決済媒体につき、同時に一人のみ入場処理を行うことができる。
- 三 十二歳未満の小児が都度利用により乗車する場合は、普通旅客運賃を支払うことを承諾して使用するとき限り、決済媒体を有する小児一人が使用することができる。
- 四 入場処理された決済媒体は、出場処理が完了するまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- 五 都度利用は、入場処理を行った当日限り有効とする。
- 六 途中下車の取扱いはしない。

（一回乗車）

第十五条 第十一条の取扱区間を乗車する場合、次の表の上欄に掲げる乗換駅において、次の表の下欄に掲げる路線を相互に乗り継ぐことができる。

東日本橋駅及び馬喰横山駅	浅草線及び新宿線
蔵前駅	浅草線及び大江戸線

2 前項の規定による乗換駅を通過する場合、第九条の規定にかかわらず、決済媒体の入出場処理をすることなく、係員による改札により、乗換駅の出場及び再入場ができる。

（環状経路内の他経路乗車）

第十六条 環状線一周となる経路の一部を乗車又は通過する旅客は、旅行開始後、環状経路内の乗車区間をその運賃計算経路と異なる他の経路により乗車することができる。

（無効となる場合）

第十七条 旅客がタッチ決済乗車により乗車する場合、次の各号に該当するときは、当該タッチ決済乗車を無効とする。

- 一 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
 - 二 係員の承諾なく対応改札機による改札を受けずに入出場した場合
 - 三 偽造、変造又は不正に作成された決済媒体を使用した場合
 - 四 この規程に基づかず決済媒体を使用した場合
 - 五 その他不正乗車の手段として決済媒体を使用した場合
- （不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃の收受等）
- 第十八条 前条の規定に該当した場合、旅客営業規程第七十八条の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を收受する。

第四章 特殊扱い

（同一駅で出場する場合の取扱方）

第十九条 旅客は、決済媒体で対応改札機により入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅の最低運賃相当額を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

（入場処理未了時の取扱い）

第二十条 旅客は対応機器による入場処理を受けずに乗車し、入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、当該降車駅から最遠区間の普通旅客運賃及び第十八条に規定する増運賃を現金等の方法で支払わなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当局が認めるときは、旅客から申出のあった乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。

2 前項ただし書の規定により取り扱う場合で当該入場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払うものとする。

（列車の運行不能の場合の取扱方法）

第二十一条 旅客は、決済媒体で入場処理後に列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかに定める取扱いを選択の上、請求することができる。

一 発駅まで無賃送還

乗車区間の運賃は收受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該決済媒体の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

二 発駅に至る途中駅まで無賃送還又は当該駅で旅行中止

発駅から途中駅又は当該駅までの普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、当該決済媒体の発駅情報の消去処理を受ける。

2 前項第二号の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、当該途中駅が第十一条に定める駅であるときに限り、発駅から下車駅までをタッチ決済乗車したものととして、当該決済媒体を出場時に使用することができる。

第三編 他社線

（他社線へ乗り継ぐ場合の都度乗車）

第二十二條 地下高速電車線と、次に掲げる他社線とを連続して乗車するときに限り、タッチ決済乗車の取扱いを行うものとする。

京浜急行電鉄株式会社鉄道路線

（他社線内の取扱い）

第二十三條 地下高速電車線と前条に定める他社線の取扱区間内とを乗り継いで乗車する場合、他社線内におけるタッチ決済乗車による取扱いについては、他の鉄道事業者の定めるところによる。

（他社線へ乗り継ぐ場合の運賃）

第二十四條 地下高速電車線と第二十二条に定める連続した他社線の取扱区間内とをタッチ決済乗車するときは、各鉄道事業者で定める旅客運賃を合算した額とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和六年十二月二十一日から施行する。

告 示（水）

●東京都水道局告示第十一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十日

東京都水道局長 西 山 智 之

二収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社みちのく銀行の項を次のように改める。

株式会社青森みちのく銀 東京中央支店

行

二収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社肥後銀行の項中「同」を「東京都に所在する店舗」に改め、同部株式会社愛知銀行の項中「株式会社愛知銀行」を「株式会社あいち銀行」に改め、同部株式会社中京銀行の項を削る。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により日本橋一丁目1・2番地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

細田 将己

二 住所

中央区日本橋一丁目二番五号

雑報

東京都職員共済組合の役員の退職及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和六年十二月二十日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

一 退職役員

役職名 氏名 所属 退職年月日

理事長 栗岡祥一 東京都副知事 令和六年十一月三十日

理事 笹沼正一 東京都職員共済組合事務局長 同日

同右 佐藤智秀 東京都総務局長 同日

同右 川野正博 大田区副区長 同日

同右 鎌滝裕輝 東京都環境局環境改善部自動車環境課（退職時） 同日

同右 岩間弘 墨田区保健衛生担当部保健計画課 同日

同右 見城史浩 東京都交通局車両電気部大島車両検修場 同日

同右 諸隈信行 東京都水道局南部支所庶務課（退職時） 同日

監事 入澤幸 特別区人事・厚生事務組合副管理者 同日

二 就職役員

役職名 氏名 所属 就職年月日

理事長 栗岡祥一 東京都副知事 令和六年十二月二日

理事 笹沼正一 東京都職員共済組合事務局長 同日

同右 佐藤智秀 東京都総務局長 同日

同右 川野正博 大田区副区長 同日

同右 土橋潤也 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 同日

同右 石澤清光 文京区総務部職員課 同日

同右 見城史浩 東京都交通局車両電気部大島車両検修場 同日

同右 諸隈信行 東京都水道局南部支所庶務課（退職時） 同日

監事 入澤幸 特別区人事・厚生事務組合副管理者 同日

同右 籠谷勝治 荒川区管理部営繕課 同日

同右 西川晋司 学識経験者 令和六年十二月十五日